

県営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第70号

県営住宅等条例の一部を改正する条例

県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後														
1	<p>（入居者資格）</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第2号から第7号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第20条</u>に規定する居住制限者にあつては第3号から第7号までに掲げる条件）を具備する者でなければならない。</p> <p>（1）～（7） [略]</p>	<p>（入居者資格）</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第2号から第7号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）<u>第29条</u>に規定する居住制限者にあつては第3号から第7号までに掲げる条件）を具備する者でなければならない。</p> <p>（1）～（7） [略]</p>														
2	<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>県営住宅等の名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>県営羽沢アパート</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	県営住宅等の名称	所在地	[略]		県営羽沢アパート	[略]	<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>県営住宅等の名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>県営羽沢アパート</td><td>[略]</td></tr><tr><td>県営豊間根アパート</td><td>下閉伊郡山田町豊間根</td></tr></tbody></table>	県営住宅等の名称	所在地	[略]		県営羽沢アパート	[略]	県営豊間根アパート	下閉伊郡山田町豊間根
県営住宅等の名称	所在地															
[略]																
県営羽沢アパート	[略]															
県営住宅等の名称	所在地															
[略]																
県営羽沢アパート	[略]															
県営豊間根アパート	下閉伊郡山田町豊間根															
備考	改正部分は、下線の部分である。															

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、規則で定める日から施行する。